

参加費
無料

知財で事業を伸ばす！

新職務発明制度・先使用権制度 説明・相談会 開催のご案内

(社)首都圏産業活性化協会(TAMA協会)では、関係機関と共同で、「新職務発明制度」と「先使用権制度」を、広く一般に周知・普及することにより、企業等において両制度の円滑な活用が出来る様、下記の内容で説明会(セミナー形式)並びに相談会(個別)を実施します。

両制度にご興味をお持ちの方、具体的に相談したい案件をお持ちの方は是非、この機会にご参加ください。

日時

平成21年10月22日(木) 14:30~18:30(予定)

- ・14:30~15:50 新職務発明制度と先使用権制度の説明会(定員30名、先着順)
- ・16:00~18:30 個別相談会(3~4社で先着順とします。1社45分以内)

会場

JR八王子駅北口・TCビル5階会議室(詳細は裏面をご覧ください)

講師・相談対応者

太田大三弁護士(丸の内総合法律事務所)

お申込み・お問合せ先

(社)首都圏産業活性化協会 —TAMA協会—

担当:松本 (電話:042-631-1140)

※お申込みは、裏面の申込書をご利用頂き、メールまたはFAXにてご連絡ください。

・電子メール:info@tamaweb.or.jp ・FAX:042-631-1124

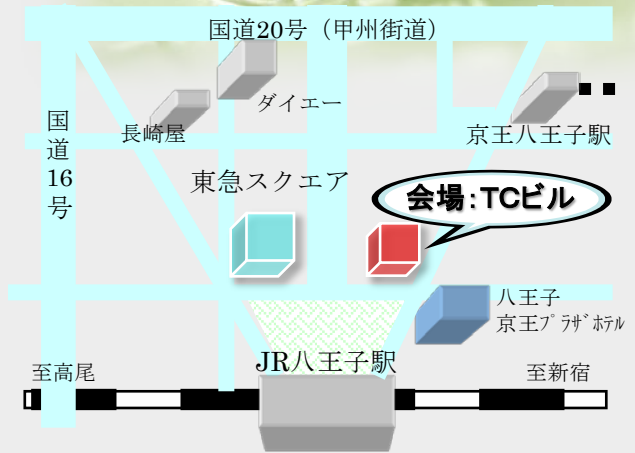
【主催】

広域関東圏知的財産戦略本部、関東経済産業局、特許庁、八王子市、TAMA協会

新職務発明制度・先使用権制度 説明・相談会 開催のご案内

会場案内図

TCビル(5階)
〒192-0083
東京都八王子市旭町10-2
八王子先端技術センター
開発・交流プラザ会議室



参加申込み

FAX:042-631-1124 info@tamaweb.or.jp

企業名			電話番号	
住所				
参加者氏名	所属・役職	電子メールアドレス		

※ご記入頂いた個人情報は、主催者において今回の説明会にかかる事務処理、今後のセミナー等のご案内以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。

※職務発明制度とは

会社に勤める従業員が、**会社の仕事として研究・開発**をした結果完成した発明を「職務発明」といいます。この「職務発明」は、従業員自身の努力と才能によって生み出されたものではありませんが、使用者である**会社も**給料・設備・研究費などを従業員に提供しているため、**発明の完成に一定の貢献をしている**といえます。

そこで特許法では、発明者である従業員に特許を受ける権利があるとしながらも、使用者である会社の貢献度を考慮して、発明の実施や予約継承についての**補償的権利を会社に**与えています。

一方、実際に職務発明を生み出した**従業員には**職務発明に係る権利を会社に承継させる代償として、「**相当の対価**」支払いの請求権が与えられます。この、「相当の対価」請求権は、従業員等が権利承継の対価を確実に受け取れるようにすることによって、**発明のインセンティブを喚起**するためのものです。

新しい職務発明制度はこの「相当の対価」を、会社と従業員間の契約、勤務規則その他の定めにおいて職務発明に係る対価について定める場合に、その定めが不合理と認められない限り、その対価がそのまま「相当の対価」として認められることとなりました。

※先使用権制度とは

特許制度は、新規性・進歩性等の要件を具備した発明をして、その発明について特許出願をし、これを通じて発明の内容を社会に公開した者に対して、その公開の代償として、特許権という独占権を付与することによって発明を奨励し産業の発展に寄与することを目的とした制度です。日本を含む大多数の国々では、複数の者が別々に同じ発明をした場合には、先に特許出願した者(先願者)だけが、特許権を取得できるという「**先願主義**」を採用しています。

先使用権制度は、先願者の特許出願以前から、別々に同じ内容の発明を完成させ、さらに、**その発明の実施である事業を行って(準備も含む)**いる者について、「**先使用権者**」として、法律の定める範囲内で、先願者の特許権の範囲内であっても、無償で実施し、事業を継続可能とすることで、**先願者と先使用権者の公平を図る**ための制度です。